

令和2年12月23日

舞鶴市議会議長 山本 治兵衛 様

原子力防災・安全等特別委員会

委員長 眞 下 隆 史

高浜発電所1、2号機の再稼働に関する決議案の提出について

上記の議案を別紙のとおり、舞鶴市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

決議第 2 号

高浜発電所 1、2 号機の再稼働に関する決議（案）

日本のエネルギー政策については、再生可能エネルギーを日本の主力電源化とする目標とし、脱炭素社会を目指す上で、安全性を最優先に原子力発電をエネルギーの安定性に寄与する重要なベースロード電源であると位置づけている。

その上で世界規模の地球温暖化問題や経済及び産業の持続的な発展を維持するためには、安全を大前提に原子力規制委員会の新規制基準に適合した原子力発電が一定期間、必要であると考えている。

我が国においては福島第一原子力発電所の事故を教訓として、原子力防災及びエネルギー政策を大きく見直す中で、安全性を担保し、継続的、安定的な電力供給を行うことは、さらなる日本の経済発展に繋げていく基盤となるものである。

運転開始から 40 年を経過した原子力発電においても、延長運転が認められる中、高浜発電所 1、2 号機は、その安全性対策工事が進められ、国の方針のもと再稼働に向けた準備が整ったことから、11 月 6 日には本市に対し、資源エネルギー庁から再稼働に係る理解を求める要請があったところである。

そのような中で本市においては高浜発電所の PAZ(5 km 圏内)に住民が居住し、全市が UPZ(30 km 圏内)に入り、住民生活、地域経済など、建設当初から、あらゆる面において高浜発電所と深く関わりを持つ自治体であり、高浜発電所 1、2 号機の再稼働については地元雇用、地域経済、住民の生活において大きな影響を及ぼし、地域の将来を左右する契機となるものである。

このような地域の事情を踏まえ、舞鶴市議会として国に対し、立地自治体と同様の取扱いや避難路の環境整備、資機材の確保、インフラ整備等々、原子力防災の充実強化、住民への丁寧な説明と住民の安全を国が責任を持って確保することを前提として、新規制基準に適合し、国の責任において安全性が確認された高浜発電所 1、2 号機の再稼働を容認する。

以上、決議する。

令和 2 年 1 2 月 2 5 日

舞 鶴 市 議 会